

## (仮) 食の安全・安心に関する条例の考え方について

平成 21 年（2009 年）2 月 10 日

### 1 条例制定の必要性・背景

- (1) 食の安全・安心の確保について、県、事業者、消費者のすべてがそれぞれの責任と役割を果たし、相互に連携して社会全体で総合的な取組をすすめるための、県としての法的基盤として制定する。
- (2) 消費者団体、生産者団体などから、条例の制定を求める要望がある。
- (3) 既に 22 都道府県で制定されている状況にある。

### 2 条例を実効あるものとする内容

#### (1) 基本理念、責務等

食の安全・安心は、行政のみならず消費者、事業者、県それぞれが相互理解の下に連携して取り組むことでもたらされるとの考えに立ち、基本理念、県・事業者・消費者の責務・役割について定める。

#### (2) 県の施策、事業者等の取組

##### 食の安全に関する事項

食品の安全性の確保のために関係者がそれぞれ講ずべき施策・取組を示す。

##### ア 事業者の自主的な取組の支援

製造・加工段階での事業者による自主的な衛生管理の高度化を促進するため、自主衛生管理工程に係る県独自の認証制度（S - H A C C P）について定める。

##### イ 食品事故の兆候の把握、被害拡大防止

消費者・事業者からの通報・報告に関する規定を定める。

##### 食の安心に関する事項

食品の安全性に対する信頼感の醸成のために、関係者がそれぞれ講ずべき施策・取組を示す。

##### ア 信頼醸成のための審議会の設置

条例に基づいて、食の安全・安心に関する審議会を設けるとともに、県民意見を施策に反映するための措置について定める。

##### イ 消費者・事業者・県の相互理解の促進

消費者・事業者・県の 3 者が意見交換会の機会を通じて相互理解を深めること、情報の共有化を図ることについて規定する。

##### ウ 地産地消の推進

消費者の安心感の向上の観点から、地産地消の推進について規定する。

## (参考)

### 検討の経緯

平成 20 年

- 5月28日 「食の安全・安心条例化を求める滋賀県民会議」からの条例制定の要望
  - 6月12日 食の安全推進本部幹事会議（状況報告）
  - 7月17日 滋賀県食の安全・安心条例制定を求める県民集会
  - 7月23日 滋賀県食の安全対策委員会（委員から条例制定を求める意見）
  - 8月 食の安全推進本部の構成課に対し、条例の規定対象となる事項の有無を照会
  - 8月20日 県民会議から副知事に対し要望
  - 9月19日 9月議会定例会代表質問（民主党・県民ネットワーク）での答弁  
〔 質問 食の安全・安心確保に向けての条例制定の必要性について  
知事 条例制定に向け前向きに検討を進めて参りたい。 〕
  - 10月3日 滋賀県生活協同組合連合会から要望
  - 10月 関係各課に対し、条例の骨子について意見照会
  - 10月29日 連合滋賀から要望
  - 11月13日 食の安全推進本部幹事会議（意見照会）
  - 11月25日 滋賀県食の安全対策委員会（現在の状況について報告）
  - 12月～1月 農林水産物の生産採取段階での措置に関し農政水産部等と調整
- 平成 21 年
- 2月4日 知事・副知事協議（条例の考え方について）